

小樽市指定特定相談支援事業者等指導監査要綱

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）の指導監査について必要な事項を定めるものとする。

第2章 指導

(指導の方針)

第2条 指導は、指定特定相談支援事業者等に対して、次に掲げる法令等に定めるサービス等の取扱い及び相談支援給付及び障害児相談支援給付（以下「相談支援給付等」という。）に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- (4) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- (5) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）
- (6) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）

(指導の形態)

第3条 指導の形態は次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、指定特定相談支援事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、指定特定相談支援事業者等の事業所において実地に行う。

(指導対象の選定基準)

第4条 指導は全ての指定特定相談支援事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導の選定基準

全ての指定特定相談支援事業者等についてサービス等の取扱い、相談支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例に基づく指導内容に応じて、集団を選定して実施する。

(2) 実地指導の選定基準

- ア 前年度及び前々年度において実地指導を行っていない指定特定相談支援事業者等
- イ 前年度において監査対象となった指定特定相談支援事業者等
- ウ その他実地指導が必要と認められる指定特定相談支援事業者等

(指導方法等)

第5条 指導の方法等は次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる指定特定相談支援事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定特定相談支援事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、サービス等の取扱い、相談支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。なお、集団指導に欠席した指定特定相談支援事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる指定特定相談支援事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定特定相談支援事業者等に通知する。

- (ア) 根拠規定
- (イ) 日時及び場所
- (ウ) 指導担当者
- (エ) 出席者
- (オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

実地指導は、指導監査の主眼事項及び着眼点（様式第1号）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

ウ 指導体制

指導を行う者は、2名以上の班を編成し、原則班長は係長職以上とする。

(指導結果の通知等)

第6条 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び相談支援給付等に係る費用の請求について過誤による調整を要すると認められた場合には、指導実施後、原則30日以内に文書によりその旨の通知を行うものとする。

2 当該指定特定相談支援事業者等に対して、文書で通知した事項について、結果通知後、原則30日以内に改善状況報告書（様式第2号）

により報告を求めるものとする。

(監査への変更)

第7条 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに第3章に規定する監査を行うことができる。なお、この場合、監査の根拠規定等について、当該指定特定相談支援事業者等に口頭で説明するものとする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 相談支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

(指摘に伴う自主返還措置)

第8条 実地指導において、サービス等の内容及び相談支援給付等に係る費用の請求に関し不当な事実を確認したときは、当該指定特定相談支援事業者等に対し、指摘を行った事項に係る自主点検の指示を行うものとする。

- 2 前項による自主点検の結果については、改善状況報告書(様式第2号)により報告を求めるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行うものとする。

第3章 監査

(監査の方針)

第9条 監査は、指定特定相談支援事業者等のサービス等の内容等について、障害者総合支援法第51条の28第2項及び第51条の29第2項並びに児童福祉法第24条の35及び第24条の36に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、又は相談支援給付等に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合(以下「指定基準違反等」という。)において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(監査対象の選定基準)

第10条 監査は次に掲げる情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 小樽市等へ寄せられる苦情
- (3) 相談支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (4) 実地指導において確認した情報

(監査方法等)

第11条 監査の方法等は次のとおりとする。

(1) 監査実施通知

監査対象となる指定特定相談支援事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定特定相談支援事業者等に通知する。ただし、第7条の規定により実地指導から監査へ変更した場合及び緊急を要する場合は、この限りでない。

- ア 根拠規定
- イ 日時及び場所
- ウ 監査担当者
- エ 出席者
- オ 準備すべき書類等

(2) 報告等

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定特定相談支援事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定特定相談支援事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(3) 指導体制

監査を行う者は、2名以上の班を編成し、原則班長は課長職以上とする。

(監査後の措置)

第12条 監査後の措置は次のとおりとする。

(1) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められる事項については、後日文書によりその旨の通知を行うものとする。

イ 当該指定特定相談支援事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(2) 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第51条の28第2項及び第51条の29第2項並びに児童福祉法第24条の35及び第24条の36に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

ア 勧告

指定特定相談支援事業者等に障害者総合支援法第51条の28第2項又は児童福祉法第24条の35第1項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該指定特定相談支援事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。勧告を受けた場合において、当該指定特定相談支援事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

イ 命令

指定特定相談支援事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置を採らなかったときは、当該指定特定相談支援事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命令することができる。なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。命令を受けた場合において、当該指定特定相談支援事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等の内容等が障害者総合支援法第51条の29第

2項各号又は児童福祉法第24条の36各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定特定相談支援事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。なお、指定の取消し等をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(3) 聴聞等

監査の結果、当該指定特定相談支援事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(4) 経済上の措置

ア 指定特定相談支援事業者等に対して勧告、命令、指定の取消し等を行った場合には、相談支援給付等の全部又は一部について障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うものとする。

イ 指定特定相談支援事業者等に対して命令又は指定の取消し等を行った場合には、原則として、障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該指定特定相談支援事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるものとする。

ウ ア及びイの徴収金の返還期間は、原則過去5年間とする。

(北海道への特別検査の要請)

第13条 北海道が業務管理体制の監督権者である指定特定相談支援事業者等について指定基準違反等の内容等が第12条に規定する指定の取消し等に該当すると認められる場合は、「業務管理体制の整備等の施行について（平成24年3月30日付け障企発0330第5号・障障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）」第2の4の（2）のイ、障害者総合支援法第51条の32第3項及び児童福祉法第24条の39第3項に基づき業務管理体制の整備に関する権限行使（特別検査の実施）について北海道知事に要請するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は平成25年9月1日から施行する。